

○荒尾市地域産業交流支援館条例

平成11年3月26日条例第1号

〔注〕平成16年3月から改正経過を注記した。

改正

平成12年3月23日条例第20号

平成15年7月7日条例第14号

平成16年3月30日条例第17号

平成17年7月8日条例第19号

荒尾市地域産業交流支援館条例

(設置)

**第1条** 地域の人々や企業の内発的な地域活動を支援し、地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりに資するため、荒尾市地域産業交流支援館（以下「支援館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 支援館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
荒尾市地域産業交流支援館 小袋工芸館	荒尾市野原1523番地
荒尾市地域産業交流支援館 メディア交流館	荒尾市大正町二丁目3番2号
荒尾市地域産業交流支援館 万田炭鉱館	荒尾市原万田213番地31
荒尾市地域産業交流支援館 みどり蒼生館	荒尾市平山2119番地3

(事業)

**第3条** 支援館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 企業活動を支援する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 研修会、講演会等の開催に関すること。
- (3) 地場産品等の展示に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 各種イベントに関すること。
- (6) 地域活動の促進等、まちづくりに関すること。
- (7) 各館の連携による各種事業の展開に関すること。

(8) その他市長が特に必要と認めること。

(職員)

**第4条** 支援館に館長、その他の職員を置く。

(開館時間)

**第5条** 支援館の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第6条** 支援館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に規定する日を除く。）
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(使用の許可)

**第7条** 支援館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可の制限)

**第8条** 市長は、支援館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 建物、その附属設備又は展示品を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援館の管理運営上支障があるとき。

(使用の取消し)

**第9条** 市長は、支援館を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 使用者が使用の取消しを申し出たとき。
- (4) その他管理上の指示や指導に従わないとき。

- 2 前項の規定による使用の許可の取消しによって生じた損害について、市長はその責めを負わない。

(使用料)

**第10条** 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

**第11条** 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

**第12条** 使用者が施設又は器具を破損し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原形に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。

(指定管理者による管理)

**第13条** 支援館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により支援館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、支援館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により指定管理者が指定された場合は、第7条から第9条第1項までの規定及び第12条本文中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と読み替える。
- 4 第1項の規定により支援館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が支援館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により支援館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が支援館の管理を行うこととされた期間前に第7条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

す。

(指定管理者が行う業務)

**第14条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 支援館の使用の許可に関する業務
- (3) 支援館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 支援館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援館の管理及び運営に関し必要と認める業務

(利用料金制)

**第15条** 第13条第1項の規定により支援館の管理を指定管理者に行わせる場合は、支援館の利用者は、利用料金を納付しなければならない。その場合において、第10条第1項及び第2項は適用しない。また、第10条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

- 2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を得て定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第16条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年3月23日条例第20号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成15年7月7日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成16年3月30日条例第17号)

- 1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前

の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年7月8日条例第19号）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の荒尾市地域産業交流支援館条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定により管理を委託している旧条例第2条の施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**別表**（第10条関係）

区分		使用時間	9時30分から 21時30分まで 1時間につき	冷暖房使用料 1時間につき
小袋工芸館	多目的ルーム		円 420	円 315
	研修室A（和室12畳）		210	105
	研修室B（和室12畳）		210	105
	工芸室		420	105
メディア交流館	多目的ルーム		420	315
	研修室A		315	105
	研修室B（和室12畳）		210	105
	パソコン室		840	105
万田炭鉱館	多目的ルーム		420	315
	研修室A		315	105
	研修室B（和室12畳）		210	105
みどり蒼生館	多目的ルーム		420	315
	研修室A		315	105
	研修室B（和室12畳）		210	105

	調理実習室	420	105
備考	<p>1 使用者が入場料を徴収する場合（会費及び会場整理費その他入場料に相当する金額を収受したと認められる場合は、入場料を徴収したものとみなす。）及び物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、使用料の額に100分の500を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。</p>		